

マイナンバーカード受取（交付）のご案内

マイナンバーカードの受取には、原則、申請者本人が窓口へお越しください（15歳未満の方及び成年被後見人の方は、法定代理人の方も一緒にお越しいただく必要があります）。

なお、申請者本人がやむを得ない理由により役場にお越しいただけない場合に限り、代理人による受取ができます。その場合の条件や持ち物については、「2 マイナンバーカード交付時の持ち物及び代理人受取について」をご確認ください。

1 マイナンバーカード受取方法について

◎ 交付方法

【時間】

平 日 ： 午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分 . . . ①

平日夜間：午後 4 時 00 分～午後 7 時 ※開所日に限る . . . ②

土 日 ： 午前 9 時～午後 0 時 30 分 ※開所日に限る . . . ②

【場所】

① 松田町役場町民課窓口 ②松田町役場 1 階 夜間・休日
サービス受付窓口よりご案内します。

【予約方法】※事前予約が必要です。

予約には「交付通知書 兼 照会書」（同封のハガキ）の表面、
右上の 3 桁～6 桁の番号が必要になります。



⇒インターネット予約〔24 時間受付〕

郵送でお届けするご案内に記載された QR コードからご予約ください。

⇒電話予約の場合〔平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分〕

予約電話番号：0465-83-1225（マイナンバーカード受取予約と申出ください）

※予約後にキャンセルされる場合には、必ず予約日までにご連絡ください。

◎ 暗証番号

マイナンバーカードに設定する 4 種類の暗証番号を決めてからご来庁ください。

暗証番号名	暗証番号の利用	設定値
① 署名用電子証明書	e-Tax などの電子申請等に使用する暗証番号	6～16 桁で数字と英字（アルファベット）の組み合わせ。 ※英字（アルファベット）は大文字のみ
② 利用者証明用電子証明書	コンビニ交付サービス、マイナポータルのログイン等に使用する暗証番号	数字 4 桁 ※②・③・④は同一でも可
③ 住民基本台帳用	住民基本台帳の事務に使用する暗証番号	
④ 券面事項入力補助用	マイナンバーや基本 4 情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号	

2 マイナンバーカード受取時の持ち物及び代理人受取について

窓口へお越しいただく方により、持ち物が異なります（原則、本人がお越しください）。

★ 共通の持ち物

- ☐ 交付通知書 兼 照会書

（同封のハガキ。回答書に記入のうえお持ちください。）

- ☐ 本人の通知カード

（更新によるマイナンバーカード受取の方、令和2年5月25日以降に初めて住民登録をされた方を除きます。）

※返納が必要ですが、紛失等されている場合は窓口でお申出ください。



▲ 通知カード表面（イメージ）

- ☐ 本人の住民基本台帳カード

※過去に発行（希望制）を受け、お持ちの方は返納が必要です。紛失等されていてお手元にならない場合は窓口でお申出ください。

- ☐ マイナンバーカード再交付の方のみ、古いマイナンバーカード

- ☐ マイナンバーカード再交付の方で、古いマイナンバーカードを紛失等された場合は、再交付手数料 1,000 円（窓口で申請前に紛失届を提出し納付済の方は、必要ありません。）

◎ 本人が来庁される場合

- ☐ 本人の本人確認書類 原本

A 項目書類から 1 点

B 項目書類から 2 点

どちらかをお持ちください

【本人確認書類一覧】

【A・B 共通最新の情報（氏名や住所）が記載されていて、有効期限内のもの】	
A	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○パスポート ○運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの） ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）○療育手帳 ○在留カード ○特別永住者証明書 ○一時庇護許可証 ○仮滞在許可証
B	<u>「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」が記載されているもの</u> ○健康保険の資格確認書 ○後期高齢者医療資格確認書 ○介護保険被保険者証 ○各種年金手帳又は証書 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 ○親子(母子)健康手帳 ○小児医療証 ○学生証又は生徒証 ○在学証明書 ○卒業証明書 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○船員手帳 ○生活保護受給者証 ○官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ○社員証又は在籍証明書 など（この他についてはお問合せください。）

◎ **本人が 15 歳未満又は成年被後見人の場合**

原則、成年後見人・親権者の方などの法定代理人と本人が一緒に窓口までお越しください。
前ページの共通の持ち物、本人が来庁される場合に加え、次の書類が必要です。

□法定代理人の本人確認書類原本（A から 1 点又は B から 2 点）

□代理権の確認書類〔原本〕（①又は②等）

① 成年後見人の方は登記事項証明書（発行日が 3 か月以内のもの）

② 親権者の方は戸籍謄本（本人と住民票の世帯が別々であり、本籍地が松田町外の場合）

※ 「本籍地が松田町」または、「本人が 15 歳未満の者で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は、不要。

※ 代理人だけがお越しになる場合は、代理人のみがお越しになる場合をご確認ください。

◎ **代理人のみがお越しになる場合**

【重要】本人が病気、身体の障害のほか、やむを得ない理由により出頭が困難であると認められる場合に限り、代理人がマイナンバーカードの交付を受けることが可能です。

（a：成年被後見人 b：被保佐人、被補助人及び任意被後見人

c：中学生、小学生及び未就学児 d：75 歳以上の高齢者 e：長期入院者

f：身体以外の障害のある者 g：施設入所者 h：要介護・要支援認定者

i：妊婦 j：長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など

k：海外留学している者 l：高校生・高専生 ）

共通の持ち物に加え、次の書類が必要です。

□ 申請者本人が受け取りに来られない状態であることがわかる書類原本

※医師の診断書、障害者手帳、施設の入所証明書、入院を証明するもの（入院中の直近約 3 か月分の領収書）、要介護認定がわかる介護保険被保険者証、学生証、親子(母子)健康手帳など

□ 代理権の確認書類原本

① 法定代理人の場合

○成年後見人の方は登記事項証明書

○親権者の方（本人が 15 歳未満の場合）は戸籍謄本

（本人と住民票の世帯が別々であり、本籍地が松田町外の場合のみ必要）

② ①以外の任意代理人の場合

「交付通知書兼照会書」（同封のハガキ）の下部 「委任状」欄に申請者本人が記入したもの。

（d：75 歳以上の高齢者の方が委任する場合には、同封のハガキの空白部分に来庁できない理由も併せてご記入ください。）

〔注意〕

各種暗証番号を申請者本人がお書きのうえ、ハガキのおもて面に貼付されていた目隠しシールを暗証番号欄に貼付してください。シールを紛失した場合は、ハガキを封筒などに入れ、代理人の目に触れることの無いよう封印をしてから代理人にお渡しください。

□ 本人の下記のいずれかの本人確認書類原本

A 項目書類から 2 点

A 項目書類から 1 点+B 項目書類から 1 点の 2 点

B 項目書類から 3 点（ただし、1 点以上は写真付きのものが必要）

※本人が写真付きの証明書をお持ちでない場合、代理人にカードを交付することはできません。

→「個人番号カード顔写真証明書（15 歳未満の方）、（病院へ入院または施設へ入所されている方）」を作成することで、代用できます。様式は、松田町ホームページからダウンロードしていただくか、町民課窓口サービス係でお渡しできます。

□ 代理人の本人確認

代理人の本人確認書類原本

A 項目種類から 2 点

A 項目書類から 1 点+B 項目書類から 1 点の 2 点

※本人確認書類 A をお持ちでない方は、代理人になることができません。